

平成18年第4回大仙市議会定例会会議録第4号

平成18年12月20日（水曜日）

議事日程第4号

平成18年12月20日（水曜日）午前10時開議

- 第1 議案第229号 字の区域の変更について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第2 議案第230号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第3 議案第231号 秋田県市町村会館管理組合規約の一部変更について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第4 議案第220号 大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第5 議案第221号 大仙史跡の里交流プラザ「柵の湯」使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第6 議案第225号 協和町観光事業審議会条例を廃止する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第7 議案第227号 大仙市ドメスティック・バイオレンス等防止基金条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第8 議案第228号 大仙市農地環境保全審議会条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第9 議案第232号 大仙市過疎地域自立促進計画の変更について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第10 議案第234号 大仙市協和モーターサイクル場に係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 1 議案第 2 3 5 号 大仙市まほろば唐松中世の館及び大仙市工学博士物部長穂記念館に係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 議案第 2 3 6 号 大仙市まほろば唐松公園施設に係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 2 2 2 号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案案 2 2 3 号 大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 2 2 4 号 大仙市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 2 2 6 号 大仙市生涯学習センター条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 2 3 3 号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 2 3 9 号 平成 1 8 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 2 3 7 号 平成 1 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 議案第 2 3 8 号 平成 1 8 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 議案第 2 4 0 号 平成 1 8 年度大仙市一般会計補正予算 (第 4 号)
(所管委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 2 5 4 号 平成 1 8 年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算 (第 2 号)
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 議案第 2 4 1 号 平成 1 8 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 4 議案第 2 4 2 号 平成 1 8 年度大仙市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 5 議案第 2 4 4 号 平成 1 8 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 3 号）
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 6 議案第 2 5 1 号 平成 1 8 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 7 議案第 2 5 2 号 平成 1 8 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 8 議案第 2 5 3 号 平成 1 8 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 9 議案第 2 4 3 号 平成 1 8 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 0 議案第 2 4 5 号 平成 1 8 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 1 議案第 2 4 6 号 平成 1 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 2 議案第 2 4 7 号 平成 1 8 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 3 議案第 2 4 8 号 平成 1 8 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 4 議案第 2 4 9 号 平成 1 8 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 5 議案第 2 5 0 号 平成 1 8 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 6 議案第 2 5 5 号 平成 1 8 年度市立大曲病院事業会計補正予算（第 1 号）
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 7 議案第 2 5 6 号 平成 1 8 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 8 請願第 6 号 新堀川の再改修について
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）

- 第 3 9 請願第 7 号 「イオン」大曲ショッピングセンターの進出に反対することについて (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 0 請願第 8 号 行き詰まったWTOに代わる、食糧主権にもとづく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求めることについて (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 1 陳情第 3 2 号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求めることについて (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 2 陳情第 3 8 号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求めることについて (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 3 陳情第 4 0 号 米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求めることについて (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 4 陳情第 4 1 号 ユメリアプール施設の存続に関することについて (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 5 陳情第 3 3 号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求めることについて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 6 陳情第 3 4 号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求めることについて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 7 陳情第 3 5 号 秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求めることについて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 8 陳情第 3 6 号 市道 2 5 1 寺山―九十九沢線―一部区間の拡幅工事に関することについて (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 9 陳情第 3 7 号 大沢郷地区簡易水道施設整備事業の分離・分割・地元発注のお願いについて (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 0 陳情第 3 9 号 市道 (旧南外村道 8 号線) の改善について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 1 意見書案第 2 4 号 庶民増税の中止を求める意見書 (表 決)

第 5 2 意見書案第 2 5 号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保
障の拡充を求める意見書 (表 決)

第 5 3 意見書案第 2 6 号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書
(表 決)

第 5 4 意見書案第 2 7 号 秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書
(表 決)

第 5 5 意見書案第 2 8 号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求
める意見書 (表 決)

第 5 6 閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査について

出席議員 (30 人)

1 番 橋 本 五 郎	2 番 佐 藤 文 子	3 番 小 山 誠 治
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 佐 藤 孝 次	8 番 金 谷 道 男	9 番 石 塚 柏
10 番 千 葉 健	11 番 渡 邊 秀 俊	12 番 佐 藤 芳 雄
13 番 高 橋 敏 英	14 番 竹 原 弘 治	15 番 橋 村 誠
16 番 武 田 隆	17 番 斉 藤 博 幸	18 番 菊 池 幸 悦
19 番 大 坂 義 徳	20 番 大 山 利 吉	21 番 門 脇 一 男
22 番 本 間 輝 男	23 番 児 玉 裕 一	24 番 高 橋 幸 晴
25 番 佐々木 洋 一	26 番 大 野 忠 夫	27 番 佐々木 昌 志
28 番 北 村 稔	29 番 鎌 田 正	30 番 藤 田 君 雄

欠席議員 (0 人)

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	助 役	久 米 正 雄
教 育 長	三 浦 憲 一	代表監査委員	田 牧 貞 夫
総 務 部 長	老 松 博 行	企 画 部 長	佐々木 正 広
市民生活部長	高 橋 源 一	健康福祉部長	深 谷 久 和
農林商工部長	金 正 行	建 設 部 長	柴 田 勝 三

病 院 事 務 長	高 橋 大 樹	水 道 局 長	田 口 良 邦
教 育 次 長	相 馬 義 雄	教 育 次 長	佐 藤 康 裕
総 務 課 長	元 吉 峯 夫		

議会事務局職員出席者

局	長	田 口 誠 一	副 参 事	高 橋 薫
副 主 幹		伊 藤 雅 裕	副 主 幹	加 藤 博 勝
主 任		菅 原 直 久		

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 本日の会議は、議事日程第 4 号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第 1、議案第 229 号から日程第 3、議案第 231 号までの 3 件を一括して議題といたします。

本 3 件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 30 番藤田君雄君。はい、30 番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告を申し上げます。

本会議第 3 日に当委員会に審査付託となりました事件について、去る 12 月 15 日に関係部・課長等の出席を求め委員会を開催し審議いたしましたので、その経過及び結果について、順次ご報告を申し上げます。

はじめに、議案第 229 号「字の区域の変更について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑等もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第 230 号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」及び議案第 231 号「秋田県市町村会館管理組合規規約の一部変更について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑等もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本 2 件は同意すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第２２９号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第２３０号及び議案第２３１号の２件を一括して採決いたします。

本２件に対する委員長報告は同意であります。本２件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本２件は同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第４、議案第２２０号から日程第１２、議案第２３６号までの９件を一括して議題といたします。

本９件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長２９番鎌田正君。はい、２９番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君） 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会本会議第３日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る１２月１５日・１８日、委員会を開催し審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第２２０号、議案第２２１号、議案第２２５号、議案第２２７及び議案第２３２号については、当局から説明の後、格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、本５件は

出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２２８号については、当局からの説明の後、質疑において、農地・水・環境保全向上対策の支援額について、支援額の基準額は水田の場合、国２分の１、県と市がそれぞれ４分の１の４，４００円で示されているが、県の対応が予算に対し、面積で按分して支援額が少なくなった場合、市の対応はどうなるのかとの質疑に対し、当局より、県が予算に対して面積を按分し支援額が少なくなると市も県の額の協調助成ということで県と同額となるとの答弁がありました。

このほか、農地環境保全審議会委員の選任について、また、今後の説明会の時期についての質疑がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２３４号、議案第２３５号、議案第２３６号の３件については一括議題とし、当局から説明の後、それぞれの施設の指定管理者の会社の概要についての資料を求めた後、質疑において、施設等で事故等があった場合、行政と指定管理者の責任分野についてどうなっているかとの質疑に対し、基本的事項については協定書で交わしているが、施設の老朽化、安全面については新年度までに煮詰めていくとの答弁がありました。

ほかに指定管理者の選定基準について、指定管理者の応募件数等の質疑がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、討論はなく、出席委員の一致をもって、本３件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

報告終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２２０号、議案第２２１号、議案第２２５号、議案第２２７号、議案第２２８号、議案第２３２号及び議案第２３４号から議案第２３６号までの９件を一括して採決いたします。本９件に対する委員長報告は原案可決であります。本９件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本9件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第13、議案第222号から日程第18、議案第239号までの6件を一括して議題といたします。

本6件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 今期定例会本会議第3日に当常任委員会に審査付託となりました事件につき、去る15日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第222号「大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、北檜岡公民館の改築に伴い、新たに使用料を徴収することに関して、地域協議会や地元住民の声を聞くような対応を取ったのかとの質問があり、当局からは、今回の使用料の設定にあたっては大曲地区公民館を例としたものであるが、今後は公民館条例等の一括的な考えの中で料金の設定を平準化していきたいとの答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第223号「大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第224号「大仙市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第226号「大仙市生涯学習センター条例の制定について」の3議案につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第233号「秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、制度運営のための大仙市の負担額はどれぐらいかとの質問があり、当局からは、19年度予算については人件費やシステム改修などの経費は見込まれておらず、現在はまだ確定していないが、概算で1,865万3千円と見込まれているとの答弁がありました。

また、広域議会議員の内訳と選出方法についての質問に対しては、広域議会の議員は24名で、正副連合長を含めると27名になる。選出にあたっては、市長会・町村長会、

あるいは市議会議長会・町村議会議長会の間で調整していただき、各市町村から必ず1名は入るようにしたいとの答弁がありました。

そのほか2、3の質疑の後、討論において、後期高齢者医療制度は低年金受給者からも保険料を徴収するものであり、高齢者には痛みを伴う制度である。こうした制度を運用する組織の設立については賛成できないとの反対討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第239号「平成18年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について」につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第222号から議案第224号・議案第226号及び議案第239号までの5件を一括して採決いたします。本5件に対する委員長報告は原案可決であります。本5件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本5件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第233号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第１９、議案第２３７号及び日程第２０、議案第２３８号の２件を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１０番千葉健君。はい、１０番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会本会議第３日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る１２月１５日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第２３７号「平成１８年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について」及び議案第２３８号「平成１８年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本２件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第２３７号及び議案第２３８号の２件を一括して採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本２件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第２１、議案第２４０号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長３０番藤田君雄君。はい、３０番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告を申し上げます。

議案第240号「平成18年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」について、当委員会に審査付託となりました所管する歳入歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、市債の普通交付税への算入率についての質問がございました。土木施設災害復旧事業債については95%、また、老人福祉施設整備事業債については過疎債を予定していることから70%、地域総合整備資金貸付事業債については利子相当分の75%が交付税として算入するとの説明がございました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第240号「平成18年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」につきましては、当委員会に審査付託になりました所管の歳入、歳出について、当局から説明の後、質疑において、6款69事業地域提案型農業法人育成事業費について、18年度につくられた農業法人は3法人のみで、そのほかはなかったのか、あるいは対象にならなかったのかとの質疑に対し、今回法人化された組織はこのほかにもあるものの、3法人が事業に対して取り組むということであった。19年度以降もこの事業は継続するので周知をしていきたいとの答弁がありました。

また、7款66事業地域商店等活性化支援事業費補助金について、地域の商店街も衰退してきているが、この事業はハードルが高いので19年度は新しい取り組みを考えて、もう少し使いやすい事業にしてもらいたいとの要望がありました。当局からは、十分に検討するとの答弁がありました。

このほか2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長 21 番門脇一男君。はい、21 番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第 240 号「平成 18 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、当局からの補正内容の説明後、質疑において、福祉医療に関わる知的障害者の医療費が当初見込みより伸びなかったことによる医療給付扶助費の減額補正があったが、自立支援制度により自己負担が伴ったことによるものではないのかとの質問があり、当局からは、当初予算では自立支援制度以外にも医療費がかかると見込んで計上したが、実際は自立支援に関する医療が多く、そのほかのものが少なかったことによる補正で、決して受診控えがあったということではないとの答弁がありました。

そのほか、法人立保育所と公立保育所の正職員と臨時職員の人数や給与体系についての質問など 2、3 の質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 10 番千葉健君。はい、10 番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 報告いたします。

議案第 240 号「平成 18 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の説明に対し、格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２４０号を原案について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第２２、議案第２５４号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長３０番藤田君雄君。はい、３０番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告を申し上げます。

議案第２５４号「平成１８年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第２号）」については、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決するべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２５４号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第２３、議案第２４１号から日程第２８、議案第２５３号までの６件を一括して議題といたします。

本６件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長２１番門脇一男君。はい、２１番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第２４１号「平成１８年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）」及び議案第２４２号「平成１８年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第２号）」の２議案につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、国保会計について人件費の減額は職員１名の減ということになっているが、その分時間外手当等は増加しており、実態として残業が増えているということなのかとの質問があり、当局からは、課の業務量からして職員数は少ないと思われる。当局との調整はあるが、来年度は増員に向けてお願いしていきたいと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本２案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２４４号「平成１８年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第３号）」及び議案第２５１号「平成１８年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）」から議案第２５３号「平成１８年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第２号）」までの４議案につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２４１号・議案第２４２号・議案第２４４号及び議案第２５１号から議案第２５３号までの６件を一括して採決いたします。本６件に対する委員長報告は原案可決であります。本６件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本６件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第２９、議案第２４３号から日程第３５、議案第２５０号までの７件を一括して議題といたします。

本７件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１０番千葉健君。はい、１０番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第２４３号「平成１８年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）」、議案第２４５号「平成１８年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第３号）」、議案第２４６号「平成１８年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）」、議案第２４７号「平成１８年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」、議案第２４８号「平成１８年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」、議案第２４９号「平成１８年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）」及び議案第２５０号「平成１８年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」の７件につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本７件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２４３号及び議案第２４５号から議案第２５０号までの７件を一括して採決いたします。本７件に対する委員長報告は原案可決であります。本７件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本７件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第３６、議案第２５５号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長２１番門脇一男君。はい、２１番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第２５５号「平成１８年度市立大曲病院事業会計補正予算（第１号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２５５号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第３７、議案第２５６号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１０番千葉健君。はい、１０番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第２５６号「平成１８年度大仙市上水道事業会計補正予算（第１号）」につきましては、当局からの補正予算の説明に対し、格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２５６号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第３８、請願第６号から日程第４０、請願第８号の３件を一括して議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長２９番鎌田正君。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

先の定例会において継続審査となっておりました請願第６号「新堀川の再改修について」は、再度慎重審査の結果、当面は浚渫等で対応し、その後、財政的な面を考慮しながら徐々に改修すべきとの意見を付し、出席委員の一致をもって採択すべきものと決しました。

同じく継続審査となっておりました請願第７号「「イオン」大曲ショッピングセンターの進出に反対することについて」は、慎重審査の結果、請願者の願意に沿いかねるため、本件は出席委員の一致をもって不採択すべきものと決しました。

次に、請願第８号「行き詰まったＷＴＯに代わる、食糧主権にもとづく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求めることについて」は、再度検討を要するため、賛成多数をもって継続審査すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、請願第6号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、請願第7号を採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、請願第8号についてお諮りいたします。本件については、ただいまの委員長報告のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第41、陳情第32号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告を申し上げます。

本会議第3日に当委員会に付託となりました陳情について審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

陳情第32号「「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求めることについて」は、審査において、陳情文の政府の構造改革、憲法等に触れたことに関しては一概に言えないので採択には反対との意見。また、庶民増税の中止を求めることは市民の立場から考えると採択すべきものとの意見があり、採決の結果、出席

委員の多数をもって、本件は採択すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより陳情第32号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 日程第42、陳情第38号から日程第44、陳情第41号までの3件を一括してを議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君） 【登壇】 ご報告いたします。

陳情第38号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求めることについて」は、慎重審査の結果、陳情者の願意を妥当と認め、関係行政府に意見書を提出することとし、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決しました。

次に、陳情第40号「米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求めることについて」及び陳情第41号「ユメリアプール施設の存続に関することについて」の2件は、検討を要するため、出席委員の一致をもって継続審査すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第 38 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第 40 号及び陳情第 41 号の 2 件についてお諮りいたします。本 2 件については、ただいまの委員長報告のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本 2 件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第 45、陳情第 33 号から日程第 47、陳情第 35 号までの 3 件を一括して議題といたします。

本 3 件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 21 番門脇一男君。

○教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

当委員会に審査付託となりました陳情第 33 号「「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求めることについて」から陳情第 35 号「秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求めることについて」までの 3 件につきましては、審査の結果、それぞれの願意を妥当とし、出席委員の一致をもって採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） これにて討論を終結いたします。

これより陳情第33号から陳情第35号までの3件について一括して採決いたします。
本3件に対する委員長報告は採択であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本3件は採択することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第48、陳情第36号から日程第50、陳情第39号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 ご報告いたします。

陳情第36号「市道251 寺山ー九十九沢線一部区間の拡幅工事に関する事」につきましては、当局から参考意見を求め慎重に審査した結果、その願意を妥当と認め、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第37号「大沢郷地区簡易水道施設整備事業の分離・分割・地元発注のお願いについて」につきましては、当局からの参考意見を求め慎重に審査した結果、調査、検討を要するとの意見があり、出席委員の一致をもって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

次に、陳情第39号「市道（旧南外村道8号線）の改善について」につきましては、当局から参考意見を求め慎重に審査した結果、現地を調査、検討を要するとの意見があり、出席委員の一致をもって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第36号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第37号及び陳情第39号の2件についてお諮りいたします。本2件については、ただいまの委員長報告のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本2件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第51、意見書案第24号から日程第55、意見書案第28号までの5件を一括して議題といたします。

意見書案第24号は30番藤田君雄君ほか6名から、意見書案第25号から意見書案第27号までの3件は21番門脇一男君ほか6名から、意見書案第28号は29番鎌田正君ほか6名から、それぞれ提出されております。よって、本5件は会議規則第14条に規定する要件を満たしております。

お諮りいたします。本5件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本5件については、提案理由の

説明及び委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） 意見書案25号となります。意見案の内容につきまして、格差社会ということに関してですが、これは政府の機構改革で今急に格差社会になったものではないと思います。

2点目は、社会保障制度がすべて改悪と断定しております。この部分。

それから、憲法そのものは私たちの国民の権利と義務を主張しておりますので、25条を生存権としてわざわざもってくる必要はないかと思ひまして、意見案には反対いたします。

○議長（橋本五郎君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第24号、26号、27号、28号の4件を一括して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） よって、本4件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第25号を採決いたします。本件は、起立によって採決いたします。本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第56、閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元に配付のとおり、会議規則第97条同103条の規定により、継続審査及び所管事務調査について申し出があります。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会の継続審査及び所管事項の調査は、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることに決しました。

○議長（橋本五郎君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成18年第4回大仙市議会定例会を閉会いたします。

大変長時間ご苦勞様でございました。

午前11時48分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

橋 本 五 郎

議 員

鎌 田 正

議 員

藤 田 君 雄

議 員

佐 藤 文 子